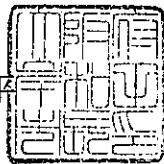


岸保保第 2518 号
平成 30 年 2 月 15 日

岸和田市国民健康保険運営協議会
会長 石田 信博 様

岸和田市長 永野耕平



大阪府国民健康保険運営方針に基づく本市制度の改正について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、
ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

平成 30 年度からの国民健康保険制度改革に伴う本市現行制度の改正について、次のように考えておりますので諮問いたします。ご審議のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。

○諮問事項

- 1 国民健康保険料の岸和田市現行の減免制度の見直しについて
- 2 大阪府統一保険料率による賦課と限度額改定について

○内容

- 1 国民健康保険料における本市現行の減免制度を見直し、大阪府国民健康保険運営方針に定める府内統一基準の減免制度に基づいた運用基準とする。
- 2 大阪府統一保険料率とその基準とされた賦課限度額により賦課するため、条例の規定を改める。

○理由

本市現行の減免制度を見直し、限度額を改定の上統一保険料率で賦課すべき理由は以下のとおり。

平成 30 年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図ることとされる、いわゆる国保の広域化が始まる。

このたび、大阪府が財政運営の責任主体として、持続可能な制度の構築をめざし府内の統一的な方針を定めた「大阪府国民健康保険運営方針」において、「大阪府で一つの国保」の考え方の下、府内統一保険料率、その他統一基準が示された。

平成 30 年度以後、この基準に則り府内全体で安定的な国保制度運営を進めしていくため、本市の賦課限度額、減免制度基準もこの運営方針との整合性を図り、見直し、統一保険料率により賦課するものである。

○実施時期

統一時期は、運営方針の中で平成 30 年 4 月 1 日と定められている。ただし、激変緩和期間を設けることも可能である。

1 については、平成 30 年度においては、経過的措置として現行減免制度の一部を激変緩和を講じた上で存続させ、平成 31 年度に全廃する。

2 については、平成 30 年度に賦課限度額を統一基準と合わせた上で減免制度分を上乗せした料率とし、平成 31 年度から統一保険料率により賦課する。

以上